

広島県公安委員会告示第 65 号

次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和 60 年国家公安委員会規則第 4 号。以下「規則」という。）第 6 条に定める技術上の規格に適合していると認めるので、規則第 9 条第 1 項の規定により告示する。

令和 6 年 10 月 3 日

広島県公安委員会

委員長 西 野 泰 代

検定 番号	検 定 の 有 効 期 間	遊技機の 種 類	型 式 名	申 請 者 名 (住 所)	製造業者名 (住 所)
410515	告示の日 (令和 6 年 10 月 3 日) から 3 年間	ぱちんこ 遊技機	e 大工の源さん超 韋駄天 2 E H L D	株式会社三洋物産 代表取締役 盧 昇 (愛知県名古屋市中種区今 池三丁目 9 番 21 号)	左同